

## 《1 いじめの防止等の対策に関する基本の方針》

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条より）をいう。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することとする。

### (2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題であり、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよ、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければならない。

本校では、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにする。そのため、いじめ防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の問題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進める。

### (3) いじめに対する教職員の基本的認識

いじめについては、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得ること」、「すべての児童が被害者にも加害者にもなり得ること」を、機会あるごとに教職員同士で互いに確認し合い、以下の点について十分に認識を高めるようとする。

- ①「弱いものをいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
- ②「いじめられる側にも問題がある」という認識やそのように受け止められるような言動は、絶対にあってはならないこと
- ③いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行うこと
- ④いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
- ⑤いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であり、教師一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚しなければいけないこと
- ⑥家庭・学校・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

### (4) いじめ防止のための学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 《2 いじめの防止等のための基本的対策事項》

### (1) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめの未然防止のための措置

- ア 学校の重点実践事項の一つに「人権感覚・命を大切にする心の育成」を掲げ、人権が尊重される学習活動や学級経営の充実を図るために組織的に取り組む。
- イ 児童の自尊感情や自他を大切にする心の育成を目指し、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、「いじめは社会のルール違反であり犯罪にもなりうる」「いじめをすることは人として恥ずかしい」という学校文化を形成する。
- ウ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、「心のきずなを深めるシンポ

ジウム」や「熊本県子ども人権集会」を通した、児童の自主的な活動に対する積極的な支援を行う。また、児童が相互にサポートしあえる仕組みをつくる。

エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、人権作文や標語・ポスター等の募集、人権集会等の開催、人権学習の充実、教育相談の実施等を計画・実施する。

オ 教職員の児童との信頼関係の構築と教職員自身の人権感覚、コミュニケーションスキル等の向上を図るとともに、児童と向き合う時間を確保する。特に児童への不適切な発言等については、これを見逃さない教職員集団を作る。

カ 定期的に学校いじめ基本方針を確認し、いじめに関する危機管理意識を高める。

## ② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ実態調査等の実施

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

(ア) 児童対象いじめアンケート（心のアンケート）調査 年3回（6月、11月、2月）

(イ) 学校評価による保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月、11月）

(ウ) 教育相談での学級担任による児童からの聞き取り調査 年3回（6月・11月・2月）

(エ) 評価アンケートやチェックリストの分析による実態把握 年2回（7月、12月）

※調査結果等は保護者や地域住民に公表し、結果の検証と情報提供を図る。

イ いじめ相談体制の整備

児童及び保護者がいじめに係る相談を行えるように、次のように相談体制の整備を行う。

(ア) スクールカウンセラー（S C）、スクールソーシャルワーカー（S SW）の活用

(イ) 学校支援アドバイザーの活用

(ウ) いじめ相談窓口（情報集約担当者）の設置

(エ) 児童と向き合う時間の確保

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめに気づく

感受性を磨く、対人スキルを向上させる等、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

## ③ インターネットを通じて行われるいじめに対する措置

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動や情報モラル研修会等を実施する。

## （2）いじめ防止等に関する措置

### ① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止・対策委員会」の設置

いじめの防止及びいじめ事案発生時の対応を実効的に行っていくために、「いじめ防止・対策委員会」を設置する。ただし、この「いじめ防止・対策委員会」は、生徒指導委員会と兼ねる。

「いじめ防止・対策委員会」の構成員、役割、並びに開催の流れ等は、次の図のとおりとする。

#### 【いじめ防止・対策委員会】

**<構成員>** 校長、教頭、教務、情報集約担当者（生徒指導主任）、担任、養護教諭、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター

※ 場合によっては、宇城教育事務所（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校支援アドバイザー）、宇城市教育委員会 指導主事、熊本県宇城警察署生活安全課少年係 スクールサポーター

**<役割・活動>**

- ① いじめの早期発見に関する事（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関する事
- ③ いじめ事案に対する対応に関する事
- ④ いじめの問題に関する児童生徒への啓発に関する事

## <開催の流れ1（定例会・日常的活動）>

### 【いじめ防止・対策委員会】

- いじめ発見アンケートの実施、集計、現状把握
- いじめ防止のための職員研修の立案・実施、年間指導計画の立案・作成
- いじめ防止に係る児童・保護者・地域への啓発 ○現状の意見交換、実態把握 等

## <開催の流れ2（いじめ事案発生の場合）>

いじめ事案の発見（担任、情報集約担当者、委員会・クラブ活動担当者、保護者、地域住民等）

- 早急に報告・連絡
- 指示を仰ぐ
- 事実関係等の事案の内容を適宜報告 等

- 事実関係の調査
- 関係児童・保護者へのケア
- いじめについての全体指導 等

### いじめ相談窓口（教頭・情報集約担当者・人権教育主任）

- いじめ事案発生の報告
- 事実関係、状況等の適宜報告
- 対応の相談 等

- いじめ防止・対策委員会開催通知と場の確認

校長

### 教育委員会へ報告する事案例

- 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- 犯罪行為として取り扱われるべき場合

外部機関との連携

- 宇城市教育委員会との協議
- 当該事案に対処する組織の設置
- 事実関係明確化のための第三者機関の設置等

### 【いじめ防止・対策委員会】

- 事案に対する事実関係の共通理解
- 事案解決のための対応策の検討
- 対応にあたる役割分担の検討・決定
- 該当者へのケアについての検討・共通理解、担当者の決定
- いじめ解消のための全体指導の計画立案
- 保護者、地域対応の方策の検討と共通理解並びに役割分担の決定
- 学校で対応できる事案もしくは学校だけでは対応できない事案かの意見交換と判断 等

事後指導（解消・防止に向けた徹底指導）

「いじめ防止・対応の手引き」を遵守

- 「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされていること。
  - ・いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3か月を目安）
  - ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（面談等による確認）

## （3）重大事態への対処

重大事態が発生した旨を、宇城市教育委員会に速やかに報告→教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置→組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施→調査結果は、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供

## （4）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「いじめの早期発見に関する取組に関すること」「いじめの再発を防止するための取組に関すること」を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。併せて基本方針や組織を含めてHPで公表する。